



社会福祉法人
横浜市リハビリテーション事業団

令和8年度 職員採用選考 募集要項(常勤・正規)

保健師(地域連携部門)

申込受付方法＝申込フォームより随時受付

≪ 申込前に「業務説明・施設見学」の個別対応が可能です ≫

1 選考区分・募集人員・職務概要

当事業団が運営する施設等において、次に掲げる業務(他部門と協働して行う関連業務を含む)に従事します。

選考区分 職種(部門)	募集人員	職務概要	
保 健 師 (地域連携部門)	1 名	地域連携部門	在宅の障害児・者の生活上の課題・社会参加等に関する各種相談や保健指導を行うほか、行政や医療機関等の地域の支援者と連携を図り、支援体制づくり等の業務に従事します。
		ラポール部門	横浜ラポール又はラポール上大岡において、障害のある方を対象に、個々の体力や障害に応じて、スポーツや健康づくり等に関する各種相談や保健指導を行うほか、関係機関との調整等の業務に従事します。

<備考>

- ① 上記の募集人員は、当案内発表時点における予定人数です。
- ② 今回の募集は「保健師(地域連携部門)」であり、採用時の最初の配属先は地域連携部門となります。ただし、施設等の人員配置の状況や人材育成の観点、又は本人の希望等により「地域連携部門とラポール部門の部門換え(配置換え)」の可能性があります。
- ③ 申込前に「業務説明・施設見学」の個別対応が可能です。当事業団における保健師(地域連携部門)の業務内容や職場の雰囲気等を知ることができます。

【業務説明・施設見学に関する問合せ先】

横浜市総合リハビリテーションセンター 地域サービス課／山崎(やまさき)

TEL 045-473-0666 ※受付時間＝月～金(祝日を除く)9:00～17:00

[随時 TEL 受付] ご連絡いただき、個別に見学日を調整・決定します。

2 採用時期

採用日は令和8年度中又は令和9年4月1日です。

合格者と調整の上、採用時期を決定します。

3 申込資格

選考区分 職種(部門)	資格・免許等	年齢等
保健師 (地域連携部門)	保健師の免許を有する人	昭和42年4月2日 以降に出生した人

※選考にあたり、障害の有無は問いません。

4 選考のスケジュール・会場・内容等

(1) 第一次選考：書類選考(予定)

内 容	申込書・エントリーシート(志望動機や自己PR等)による書類選考
合 格 発 表	申込書等を受付してから概ね10日程度 合否の結果はEメールで通知

(2) 第二次選考：個別面接選考(予定)

日 程	指定する日時 ※日時等の詳細については、 <u>第一次選考の結果通知メール</u> でご案内します。
会 場	横浜市総合リハビリテーションセンター
内 容	個別面接
所 要 時 間	50分程度
持 参 す る 物	第一次選考の結果通知メール(印刷又は画面提示)、筆記用具
合 格 発 表	個別面接の実施日から1週間程度 合否の結果はEメールで通知 合格者には別途、合格通知書等を郵送

<備考>

- ① 選考内容・合否結果等に関する問合せは、いかなる方法でも一切お受けできません。
- ② 感染症等の拡大状況によって、選考の実施方法・内容等を変更する場合があります。その場合は、申込者に個別にご連絡します。

5 勤務条件等

(1) 給与

当事業団職員給与規程に基づき支給します。採用までに規程の改正が行われた場合は、その定めるところによります。現行4年制大学卒の初任給は月額225,200円です。

なお、この初任給には処遇改善調整手当として17,000円が加算されており、本手当の金額は令和8年4月支給実績であり、今後変動する可能性があります。

[新卒の月額給与の昇給モデル] ※処遇改善調整手当を含む

4大卒で11年目	331,400円
4大卒で16年目	369,400円

採用前に今回申込した職務に関連する職歴(資格職は資格取得以降の職歴)がある場合は、一定の基準により加算されます。

[職歴加算後の採用時月額給与例] ※処遇改善調整手当を含む

4大卒で同業務経験 5年あり	250,800円
4大卒で同業務経験10年あり	277,900円
4大卒で同業務経験20年あり	346,600円

この他、規程に該当する範囲で、扶養手当・住居手当・通勤手当・超過勤務手当・期末手当・勤勉手当等が支給されます。なお、令和7年度の賞与実績(期末手当・勤勉手当)は、年2回/計4.65か月分です。

(2) 勤務時間・休日

原則として、勤務時間は午前8時45分から午後5時15分まで(7時間45分勤務+休憩時間45分)、休日は土曜・日曜・祝日、年末年始となります。ただし、入院・入所施設、ラポール等で勤務する場合は、勤務時間が異なり、休日が4週8休のシフトスタイルとなる場合があります。

(3) 休暇・休業制度

年次休暇は年間20日付与(翌年度への繰越可で最大40日)、その他に夏季休暇(5日)、病気休暇(最大90日)、年末年始休暇、結婚休暇、服忌休暇、育児休業(最大で子が3歳に達するまで)、介護休暇等があります。

(4) 勤務地

原則として、横浜市総合リハビリテーションセンター(横浜市港北区鳥山町1770番地)です。その他、当事業団が運営する施設をはじめ、市内外の関係機関等に業務出張があります。

(5) 人事異動

定期的に人事異動(配置換え)を行っており、それに伴って横浜市内で勤務地が変わります。

(6) 定年退職

常勤職員の定年は60歳で、その後、最大65歳までの再雇用制度があります。

6 特定性犯罪の前科の有無に関する事項

- ・当事業団では採用される職種に関わらず、全ての職員が配属先や担当する業務内容等によって子ども等と接する機会があるため、令和8年12月25日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(以下「こども性暴力防止法」といいます)」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科が有る(特定性犯罪事実該当者の)場合、こども性暴力防止法に基づき、当事業団のいかなる業務にも従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科が無いことを求めることとします。
- ・このため、特定性犯罪の前科が有る方は、当事業団の採用選考に応募することができません。なお、合格された方には、特定性犯罪の前科の有無を確認するため、別途「誓約書」の提出を求めることとします。
- ・特定性犯罪や法律の詳細については、こども家庭庁のホームページをご確認ください。
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

7 その他

- (1) 職務に必要な免許・資格が取り消された場合、又は申込資格がないことが明らかになった場合には、合格を取り消します。
- (2) 採用前に実施する雇入時健康診断において、業務に従事できない重篤な疾患があると診断されるなど、職務に堪えないと認められた場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) 流行性疾患の感染防止の取組として、麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘の4疾患について、自己負担にて抗体価検査の報告又は必要回数のワクチン接種をお願いしています。抗体価が当事業団で定める基準値以下の疾患については、各自でワクチン接種を受けてもらい、入職前に接種証明書のコピーの提出を必須とします。
- (4) 試用期間は採用日から6か月間とし、必要な場合には、さらに6か月間延長することがあります。試用期間中又は試用期間満了の際に、引き続き勤務させることが不適当であると認めた場合には、採用を取り消すことがあります。
- (5) 採用選考において提出された書類は、一切返却できません。また、書類に記載された個人情報、採用選考の実施に関する事務以外では一切使用しません。なお、採用された場合には、当事業団職員の人事情報として使用します。
- (6) 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容は全て事実であり、万が一、虚偽の申告があった場合には、合格を取り消します。また、採用後であっても解雇等の措置を講じることがあります。
- (7) 合格された方には、職務経歴を確認するため職務経歴証明書等の提出を求めることがあります。虚偽の申告があった場合には、合格を取り消します。

【選考会場案内図】

横浜市総合リハビリテーションセンター (横浜市港北区鳥山町1770番地)



<交通案内>

選考会場には、原則として自家用車は入れません。

選考当日は、公共交通機関をご利用ください。

～JR・市営地下鉄「新横浜駅」から～

- ・徒歩約10分
- ・新横浜駅5番乗り場から市営バス300系統「仲町台駅」行きで「浜鳥橋」下車すぐ

【社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団が運営する施設】

1 横浜市総合リハビリテーションセンター (港北区鳥山町 1770 番地)

乳幼児から高齢者まで、身体障害・知的障害を問わず、総合的なリハビリテーションサービスを行っています。

<主な部門>

- | | |
|--------------------------|----------------|
| ★総合相談部門 | ★診療部門 |
| ★研究開発部門(福祉機器等の研究開発・臨床評価) | ★社会参加・職能評価開発部門 |
| ★地域サービス部門(在宅リハビリテーション) | ★療育・訓練部門 |

※緑区中山町・神奈川区反町・金沢区泥亀の3か所に、福祉機器の相談等を行う「福祉機器支援センター」があります。

※就学前の児童を対象とした児童発達支援事業所「ぴーす新横浜」「ほっぷ新横浜」があります。

2 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール (港北区鳥山町 1752 番地)

3 障害者スポーツ文化センターラポール上大岡 (港南区上大岡西 1-6-1)

障害のある人がスポーツ・文化・レクリエーション活動をととして、健康づくりや社会参加を進めることを支援しています。

4 地域療育センター

横浜市内在住の0歳から学齢前期(主に小学校期)の児童を対象に、療育に関する相談・診断・訓練等を行っています。

- 横浜市戸塚地域療育センター(戸塚区川上町 4 番地 4)
 - ・ぴーす戸塚(児童発達支援事業所)
- 横浜市北部地域療育センター(都筑区葛が谷 1 6 番地 3)
 - ・ぴーす中川(児童発達支援事業所)
- 横浜市西部地域療育センター(保土ヶ谷区今井町 7 4 3 番地 2)
 - ・ぴーす鶴ヶ峰(児童発達支援事業所)
- よこはま港南地域療育センター(港南区野庭町 6 3 1 番地)
 - ・ぴーす港南(児童発達支援事業所)

【申込手続】

1 採用選考案内(募集要項)及び申込書等について

- (1) 当事業団ホームページに採用選考案内(募集要項)を掲載しています。また、「申込書」・「エントリーシート」がダウンロードできます。<https://www.yrf.jp/recruit/>
- (2) 横浜市総合リハビリテーションセンター1階の総合案内のほかに、各運営施設(7ページ参照)にて配布しています。

2 採用選考の申込方法について

当事業団ホームページから「申込書」・「エントリーシート」をダウンロードしていただき、必要事項を入力の上、「申込書」には所定の位置に写真データを貼り付け、申込フォームより「申込書」・「エントリーシート」を添付してお申込みください。

(1) 申込受付期間

随時受付

※申込後、3日以内(土日祝日を除く)に受付完了の旨と「申込番号」について、申込書に入力いただいたEメールアドレス宛にご連絡します。連絡がない場合は、下記にお問合せください。

(2) 申込書入力上の注意事項

- ・年月日は全て「和暦」で入力してください。
- ・Eメール欄には、確実に連絡できるメールアドレスを入力してください。
申込内容の確認や採用選考に関するご案内等を連絡する場合があります。
- ・学歴欄及び職歴欄は、指定された順番で、なるべく詳しく入力してください。
行数が足りない場合は、次ページに続きから入力してください。
- ・資格・免許を有する場合は、資格・免許欄にもれなく入力してください。
※取得見込の場合も入力(記号・番号の入力は不要)してください。
- ・面接の際に、車いすの利用や手話通訳など、何らかの配慮を必要とされる方は、申込書の最下段に入力してください。
- ・申込に関する記載事項に不正があった場合には、合格を取り消します。

3 感染症対策について

- ・選考当日は自宅で検温し、体調を確認してください。感染症等の疑いがある方、治療していない方、そのほか風邪の諸症状が続いている方は、ご参加を控えていただきますようお願いいたします。なお、振替の予定はありません。
- ・選考当日はマスクを持参し、屋内では常時着用してください。
- ・会場内は窓や扉の開閉により換気を行いますので、体温調節が可能な服装でお越しください。
- ・感染症等の拡大状況によって、選考の実施方法・内容等を変更する場合があります。その場合は、当事業団ホームページでご案内するとともに、申込者に個別にご連絡します。

●問合せ先●

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1770 番地
社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
経営部人材開発課／採用担当
TEL 045-473-0666
※受付時間＝月～金(祝日を除く)9:00～17:00
FAX 045-473-0956